

平成30年12月18日

上牧町議会議長 辻 誠一 殿

ごみ処理問題特別委員会
委員長 康 村 昌 史

ごみ処理問題特別委員会報告

(1) 委員会設置と開催経緯について

今期のごみ処理問題特別委員会は、平成27年5月12日開催の平成27年第1回上牧町議会臨時議会において設置され、合計8回の委員会を開催した。当時の上牧町ごみ行政は、ごみ処理基本計画の策定とごみ焼却施設の老朽化対策が急務であり、併せて長期・安定的なごみ処理施設の方向付けが大きな課題となっていた。

こうした状況を受けて、ごみ処理問題特別委員会は、次の通り開催した。

- ・第1回委員会 平成28年2月17日開催
案件 1. ごみ中継施設の建設について
2. 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について
3. ごみ処理基本計画の策定について
- ・第2回委員会 平成28年3月25日開催
案件 1. ごみ中継施設の着工について
2. 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について
- ・第3回委員会 平成28年7月29日開催
案件 1. ごみ中継施設の工事について
2. 可燃ごみの民間委託について
3. 山辺・県北西部広域環境衛生組合について
- ・第4回委員会 平成29年1月19日開催
案件 1. ごみ処理基本計画について
2. 焼却場煙突解体について
3. ごみ中継施設について
4. その他
- ・第5回委員会 平成29年6月29日開催
案件 1. ごみ処理量について
2. ごみ処理基本計画について
3. その他
- ・第6回委員会 平成30年2月9日開催
案件 1. 可燃ごみ処理実績について
2. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について
3. プラスチック製容器包装について
- ・第7回委員会 平成30年7月4日開催
案件 1. ごみ処理基本計画について

2. プラスチック製容器包装について
3. 山辺・県北西部広域環境衛生組合について
4. その他

・第8回委員会 平成30年10月12日開催

- 案件 1. ごみ処理問題特別委員会報告について

(2) 主な調査・研究と審議内容について

1. ごみ中継施設の建設について

焼却炉については、長年にわたって香芝市や近隣地区との話し合いが行われてきた経緯がある。それらを踏まえて平成28年3月末を以て休止する方針であったが、中継施設建設用地選定の関係で約半年遅れるとの説明があった。最終的な建設場所として、「奈良交通バス待機所とし尿中継基地の敷地内に、建築面積656.02平方メートル、延べ床面積742.35平方メートル、高さ11メートルの鉄骨造り、一部鉄筋コンクリート造りの中継施設を建設する。工期は平成28年4月初旬から10月末までとし、11月1日から供用開始する」との報告があった。委員会として、周辺への臭気対策や通学路の安全対策などについての質疑と確認のうえ、建設方針について基本的に了承した。

2. 可燃ごみの民間委託について

焼却炉の休止に伴い、11月から可燃ごみの運搬処理を民間委託する方針であるとして、平成28年度当初予算に委託料約8,500万円(5ヶ月分)が計上された。委託先業者の選定は一般競争入札で実施され、三重中央開発株式会社(三重県伊賀市予野字蜂屋4713番地)に決定された。可燃ごみ処理費(運搬費を含む)はトンあたり35,100円とし、これまで委託していた不燃ごみ処理費についても可燃ごみ処理費と同額に変更するとの説明があった。委託開始から1年間(平成28年11月～29年10月)の可燃ごみの処理量は、5,237トンで、月平均436トンであり、年間委託料は1億8,384万円であるとの報告があった。可燃ごみの搬出ルートについては出来るだけ住宅地内を避け、西名阪道路経由でコンテナによる運搬業務を行っている。

3. 山辺・県北西部広域環境衛生組合について

平成27年9月に天理市長から、「ごみ処理広域化」への勧誘と参加意思の確認があった。建設候補地(天理市岩屋地区内)が既に予定されていること、一部事務組合として一般廃棄物の焼却処理業務を主として行うこと、費用負担については各市町村の実績ベースのごみ量割を基本とすること、プラスチック製包装容器の資源としての分別回収等の基本方針が示されていた。同年9月3日に開催された議員懇談会において協議のうえ、町として参加する意思が確認された。12月定例議会においては10市町村(大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町)による山辺・県北西部広域環境衛生組合規約が議決された。広域環境衛生組合への参画は、ごみ処理基本計画の策定やプラスチック製容器包装の分別など町のごみ処理行政全般とも密接に関連するとの認識で、本特別委員会として所要の協議を行った。

4. ごみ処理基本計画の策定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（ごみ処理基本計画）が義務づけられている。しかし、上牧町においては平成7年3月に策定、平成26年10月に焼却場の操業停止及びごみ中継施設の位置づけ等を定めた一時見直しを行った。その後、近年までその運用でごみ行政が行われてきた。可燃ごみの運搬と処理の民間委託や広域化ごみ処理に参画するのを機に、議会としてもごみ処理基本計画策定の必要性を重ねて指摘してきた。平成30年3月においてようやく策定に至ったことには一定の評価を行うとともに、その有効な活用を期待したい。

5. プラスチック製容器包装について

プラスチック製容器包装には「プラマーク」が付けられており、ボトル類やカップ類、トレイ類、パック類、レジ類、お菓子袋など広い範囲で使われている。現行の住民向けパンフレット「ごみの分け方&出し方（平成27年4月発行）」において、プラスチック製容器包装は分別の対象とされていない。従って「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の双方のごみとして出されており、三重中央開発においてそれぞれの処理が行われている。他方、山辺・県北西部広域環境衛生組合は2023年度中に稼働予定であり、プラスチック製容器包装は資源ごみとして分別回収する計画である。これに対して、町はプラスチック製容器包装を2020年4月から分別回収する予定を立てている。住民段階での「プラマーク」の識別や周知徹底の難しさ、新たな有料ゴミ袋の導入、現有職員によるごみ収集体制の組み入れなどの課題が残されているが、2023年度中稼働以降の広域ごみ処理を見据えた根気強い取り組みが求められる。

(3) 今後の課題について

上記の主な調査・研究と審議内容から明らかのように、上牧町ごみ行政の最大の課題は、「ごみの減量化」と「プラスチック製容器包装の分別収集」である。

「ごみの減量化」への取り組みについては、当面の可燃ごみと不燃ごみの民間委託による運搬と処理の委託料がごみ量によって支払われている。また、山辺・県北西部広域環境衛生組合の分担金が同様に実績ベースのごみ量割によって決められている。このことから、今後のごみ行政にとって「ごみの減量化」が戦略的な重要性を持っていると言わなければならない。また、山辺・県北西部広域環境衛生組合の施設建設費の請負単価が、諸般の事情により当初予想を大幅に上回っていることが懸念材料のひとつである。

「プラスチック製容器包装の分別収集」の取り組みについては、平成7年制定の「容器包装リサイクル法」に定められた市町村としての具体的な取り組みであり、併せて山辺・県北西部広域環境衛生組合に参画するうえで、資源ごみ分別収集の前提条件でもある。多くの課題が残されているとはいえ、町として避けて通れない事業であることに代わりはない。

以上